

リスク分担表（案） ※1

[リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者，△ 従たるリスクの負担者]

■共通段階

リスク項目	No.	リスク内容	リスク分担		
			本市	選定事業者	
入札手続きリスク	1	入札説明書及び入札手続きの誤りによるもの	○		
	2	入札費用に関するもの		○	
契約締結リスク	3	本市の責に帰すべき事由により事業契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	○		
	4	選定事業者の責に帰すべき事由により事業契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合		○	
制度関連リスク	法令変更リスク	5	本事業に係る根拠法令の変更，新たな規制立法の成立など	○	
		6	本事業のみならず，広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更リスク	7	本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
		8	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		9	法人税に関する変更		○
	国庫補助金の確定金額	10	入札の実施時に想定していた国庫補助金の額と確定した金額が相違した場合	○	
		許認可リスク	11	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○
12	業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延			○	
政策変更リスク	13	政策変更（事業の取りやめ，学校統廃合，その他）等による事業への影響	○ ※2		
社会リスク	住民対応リスク	14	耐震補強業務の実施及び事業方針に関する住民反対運動，訴訟，要望などへの対応	○	
		15	選定事業者が行う調査，建設に関する近隣住民の訴訟，苦情，要望などへの対応		○
	環境リスク	16	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，臭気，有害物質の排出など）に関する対応	△ ※3	○ ※3
		17	所定の基準の範囲内に収まっているものの，耐震補強業務に伴い避けることができない騒音，振動，臭気などにより第三者に損害を与えた場合	△ ※3	○ ※3
	第三者賠償リスク	18	選定事業者の行う業務に起因する事故，選定事業者の定期調査等業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		19	本市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク	20	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地滑り，落盤，落雷などの自然災害，及び戦争，暴動その他の人為的な事象による施設等の損害，定期調査等業務の変更によるもの	○ ※4	△ ※4	
経済リスク	資金調達リスク	21	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動リスク	22	設計・施工段階の物価変動（耐震補強業務に関するもの）	△ ※5	○ ※5
		23	維持管理段階の物価変動（定期調査等業務に関するもの）	△ ※5	○ ※5
	金利変動リスク	24	耐震補強業務に係る費用の割賦金利の変動		○

■設計・施工段階

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				本市	選定事業者
測量・調査リスク		25	本市が提供した耐震第二次診断報告書のうち、建物図面（配置図、平面図、伏図、軸組図、断面リスト）に重大な誤りがあった場合	○	
		26	選定事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		27	選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎等の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○ ※6	
計画リスク	設計リスク	28	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	29	市の要望により設計条件の変更等を行う場合	○	
		30	耐震診断と耐震補強設計に係る所管行政庁の認定又は公的機関の確認を受ける際の指摘等による耐震補強計画の変更		○
工事リスク	工事費増加リスク	31	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		32	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
		33	市が提供した耐震第二次診断報告書のうち、建物図面（配置図、平面図、伏図、軸組図、断面リスト）に重大な誤りがあったことに起因する工事費の増加	○	
		34	不可抗力による工事費の増加	○ ※4	△ ※4
	工期遅延リスク	35	選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに耐震補強業務が完了しない場合		○
		36	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに耐震補強業務が完了しない場合	○	
		37	不可抗力により、契約期日までに耐震補強業務が完了しない場合	○ ※4	△ ※4
	騒音・震動の発生	38	選定事業者が工事を実施する際に生じた騒音・震動によって、事業対象4校内で行う学校教育活動等に影響を与えた場合	△ ※7	○
工事監理リスク		39	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		40	工事完了後、市側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

■維持管理段階

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	選定事業者
定期調査等リスク	要求水準未達リスク	41	選定事業者の行う定期調査等業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	定期調査等業務増加リスク	42	本市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による定期調査等業務費の増加	○	
		43	本市の要因以外の要因による定期調査等業務費の増加（共通段階におけるリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
耐震性能リスク		44	事業期間中に選定事業者が実施した耐震補強業務に瑕疵が発見された場合		○
		45	事業期間外に選定事業者が実施した耐震補強業務に瑕疵が発見された場合	○	
		46	事業対象4校の経年劣化や市が行う維持管理の不備等により耐震性能が低下した場合	○	

【注釈】

- (※1) 本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものです。それぞれのリスクに関する詳細な条件については、入札説明書とともに公表される事業契約書（案）に従うものとします。
- (※2) 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担するものとします。なお、当該の事由により、定期調査等業務の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更に応じて、本市が選定事業者に支払う定期調査等に係る費用を改定するものとします。
- (※3) 環境リスクは原則として選定事業者のリスクとします。ただし、選定事業者が要求水準書を遵守し、かつその他の合理的な範囲の近隣対策を講じている場合において生じたリスクについては、本市が負うものとします。
- (※4) 不可抗力事由により、選定事業者に発生した合理的な追加費用等の損害が発生した場合、一定の金額（初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の100分の1まで）は選定事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とします。
- (※5) 大幅な物価変動（ハイパーインフレなど）があった場合には、本市と選定事業者との協議により、費用を変更するものとします。
- (※6) 選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎等の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合、本市は当該欠陥の除去修復に起因して選定事業者が発生した合理的な追加費用を負担します。ただし、選定事業者による測量、調査の不備、誤謬があった場合、当該の不備、誤謬に起因して発生した追加費用は選定事業者が負担するものとします。
- (※7) 本市は、学校運営に支障がない範囲で工事に協力する予定です。